

## 平成24年川俣町議会第9回定例会会議録

平成24年川俣町議会第9回定例会は、9月27日川俣町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

1番 村上源吉君	2番 高橋道弘君	3番 高橋真一郎君
4番 鳴原利光君	5番 高橋道也君	6番 菅野清一君
7番 菅野意美子君	8番 菅野正彦君	9番 黒沢敏雄君
10番 佐藤喜三郎君	11番 五十嵐謙吉君	12番 高野善兵衛君
13番 石河清君	14番 遠藤宗弘君	15番 斎藤博美君
16番 新関善三君		

2. 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3. 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じである。

4. 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じである。

5. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長	古川道郎君	副町長	永田嗣昭君
総務課長	高橋清美君	企画財政課長	菅野浩市郎君
町民税務課長	高橋良之君	会計管理者	佐藤修一君
保健福祉課長	佐藤真寿夫君	建設水道課長	佐藤賢助君
原子力災害対策課長	沢口進君	産業課長	沢井一雄君
教育委員長	佐藤捷善君	教育長	神田紀君
教育次長兼こども教育課長	仲江泰宏君	生涯学習課長	松本康弘君
総務課長補佐	大内彰君	監査委員	斎藤庸夫君

4. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	佐藤光正	書記	橋本文雄
		書記	菅野春華

7. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

請願・陳情の審査結果報告

付託議案等の審査結果報告

- 議案第47号 川俣町暴力団排除条例の一部を改正する条例（質疑・討論・採決）
- 議案第48号 川俣町国民健康保険条例の一部を改正する条例（質疑・討論・採決）
- 議案第49号 平成23年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定について  
（討論・採決）
- 議案第50号 平成23年度川俣町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
（討論・採決）
- 議案第51号 平成23年度川俣町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
（討論・採決）
- 議案第52号 平成23年度川俣町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
（討論・採決）
- 議案第53号 平成23年度川俣町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
（討論・採決）
- 議案第54号 平成23年度川俣町奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について  
（討論・採決）
- 議案第55号 平成23年度川俣町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について（討論・採決）
- 議案第56号 平成23年度川俣町小島財産区特別会計歳入歳出決算の認定について  
（討論・採決）
- 議案第57号 平成23年度川俣町飯坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定について  
（討論・採決）
- 議案第58号 平成23年度川俣町大綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について  
（討論・採決）
- 議案第59号 平成23年度川俣町小綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について  
（討論・採決）
- 議案第60号 平成23年度川俣町山木屋財産区特別会計歳入歳出決算の認定について  
（討論・採決）
- 議案第61号 平成23年度川俣町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について  
（討論・採決）
- 議案第62号 平成24年度川俣町一般会計補正予算（第4号）（質疑・討論・採決）
- 議案第63号 平成24年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
（質疑・討論・採決）
- 議案第64号 平成24年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第1号）  
（質疑・討論・採決）
- 議案第65号 平成24年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
（質疑・討論・採決）
- 議案第66号 平成24年度川俣町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）  
（質疑・討論・採決）

- 議案第 67 号 平成 24 年度川俣町水道事業会計補正予算（第 1 号）  
（質疑・討論・採決）
- 議案第 68 号 ファンズ中丁店解体工事請負契約の締結について
- 発議第 19 号 東京電力福島第一原子力発電所事故を「人災」と認め責任ある対応を  
求める意見書
- 発議第 20 号 原子力災害による財貨物の損害賠償を求める意見書
- 発議第 21 号 財貨物等の補償・賠償基準の見直しを求める意見書
- 発議第 22 号 財貨物等の補償・賠償事務手続きの改善を求める要望書
- 議報告第 5 号 所管事務調査結果報告について
- 議報告第 6 号 議員研修会等の報告について  
所管事務調査について  
議員の派遣について

◎開会及び開議の宣告

○議長（新関善三君） 皆さんこんにちは。開会に先立ちまして申し上げます。

本日も議会中継の操作指導のため、株式会社コンピュータビジネスから技術部部长代行の田村さんに来てもらっておりますので、入場を許可いたします。

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午後2時30分）

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） 会議を進める前に申し上げます。

本日も気温が上がっておりますので、上着を脱いでも結構です。

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、議長において11番議員 五十嵐謙吉君、12番議員 高野善兵衛君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） ここで議会運営委員長より報告があります。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（石河 清君） それでは、本日の日程が決まっておりましたので、日程第2、請願・陳情の審査結果の報告から3番、付託議案等の審査結果報告、あと議案第47号から議案第68号まで、発議第19号から発議22号、議報告第5号並びに議報告第6号まで本日審議したいと思いますので、よろしくお願ひします。申し訳ありません。32の所管事務調査並びに33、議員の派遣についてもよろしくお願ひしたいと思います。以上であります。

○議長（新関善三君） 本日の日程については、ただいま報告のとおりにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本日の日程については、ただいま報告のとおりにすることに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） 日程第2、請願・陳情の審査結果について報告を行います。

総務文教常任委員長、報告願ひます。総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（菅野正彦君） 8番 菅野正彦でございます。請願の審査結果をご報告申し上げます。

本委員会に付託された請願は、9月13日、審査の結果、次のとおり決定したので、川俣町議会会議規則第94条第1項の規定により報告をする。

番号、件名、審査結果の順で報告いたします。

番 号	件 名	審査結果
17	外部監査制度導入に関する請願書	継続審査
19	消火栓増設請願書	採 択

陳情の審査結果をご報告申し上げます。

本委員会に付託された陳情は、9月13日、審査の結果、次のとおり決定したので、川俣町議会会議規則第94条第1項の規定により報告する。

番号、件名、審査結果の順に報告いたします。

番 号	件 名	審査結果
7	地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択について	不採択
8	山林に対する固定資産税の免税措置に関する陳情書	採 択

以上です。

○議長（新関善三君） ただいまの請願第17号に対します総務文教常任委員長の報告は継続審査です。本案について委員長報告のとおり

2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 議長、質問していいんでしょう、委員長報告に。

○議長（新関善三君） いいです。質問の時間を取ります。

○2番（高橋道弘君） 議長の許可を得まして、質問をさせていただきます。

17番の外部監査制度導入に関する請願書は私も紹介議員になっておりますので、継続審査に至ったその理由について、お知らせをいただきたいと思います。

○議長（新関善三君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（菅野正彦君） 外部監査制度について、なぜ継続審査に至ったのかに対する質問にお答えいたします。

総務文教委員会では、いろいろ議論しみんなで相談したんですが、その検討した結果ですね、結論に達しなかったということで、継続審査という結論に達したわけです。（不規則発言あり）そういう事案があったときには、条例を制定してやることもできるという、そういうことも含めて議論したわけですが、いろいろほかの地域のものも見せてもらったりしたんだけど、川俣町としてどうするかということに対しては、結論に達しませんでした。以上です。

○議長（新関善三君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 私は総務委員長に継続審査をする理由についてお聞きをしたん

であって、結論に達しなかったら継続審査なんだって、なんで結論に達しないような議論を、どんな議論があったから結論に達しなかったのか言ってもらえないと、私、紹介議員として、請願した人に対して説明がつかないので、どういう議論の結果、結論に達しなかったのか。何が議論になったのか、そこを明示していただきたいんですよ。だって、条例で決めるなどというのはあたりまえの話でしょう。その条例で決めると書かれているんだから、元々外部監査制度については。こんなの平成10年10月1日から施行しているんですから、もう13年の歴史があるわけですよ。そして、法律で制定されているもの以外でも、全国でやっているところもあるわけですから。そして、外部監査制度の目的というのは、1つはですよ住民の福祉の向上の増進に努め、最小の経費で最大の効果を上げること。2つ目は、組織及び運営の合理化に努めるとともに、規模の適正化を図る。この2点を目的として、外部監査制度を導入するとこういうふうになんと書かれているわけですよね国の方針で。だから、どこがそれに合わなくて継続審査になったのか、お知らせをいただきたい。何が理由なのか、そこをちゃんと明示してください。

○議長（新関善三君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（菅野正彦君） お答えいたします。

何が合わないのかということではないんですよ。やっぱりそういうことも含めて、やっぱりもっと時間をかけて議論をしないとという結果です。以上です。

○議長（新関善三君） 委員長に申し上げます。質問の趣旨の継続審査の理由について、再度答弁を許します。総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（菅野正彦君） お答えいたします。

やっぱり外部監査については、この間の間ではいろいろ調査、研究する時間もなかったんですよ、やっぱり。そういうことも含めて導入している自治体の話なんかも聞かないと、そういうことも含めて検討しなければならないと、そういう意見も出ました。以上です。

○議長（新関善三君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 今の答弁では私は、請願者に説明できないですよ。だって、制度そのものは13年もこれあるんですよ、前から。どんな目的でやるのか、どういふことをやるのかなんて明確に分かっているじゃないですか。時間かけて議論しなければならないというから、何に時間をかけて議論する、その課題はなんですかと言っているんです。制度が分からないから採択できないという話はないじゃないですか、請願受けて。制度分かるまで審議するというのが、受けたほうの立場じゃないですか。制度分からないから、それは不採択だの継続審査だのと言ったら、じゃ議会で分からないことはみんな継続審査だの不採択になるじゃないですか。分からないなら分かるまで議論して結論を出すのが、真摯な請願者に対する回答だと思うんですよ。何を時間かけて議論するのか、はっきりしてください。今の委員長の答弁では、制度を熟知するのに時間かけるような答弁になっていますよ。そんな理由にならないでしょう、請願を受けた立場の人間には。それが理由になるんで

すか、議会では。何を議論するんですか、時間をかけて。そこを明確にしてください。

○議長（新関善三君） 8番、総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（菅野正彦君） お答えいたします。

やはり今、2番議員が言われたように、分かるまで時間をかけるのが、私らやっぱり議員の使命だと思います。分からないときは分かるまで時間をかける。そのために継続してやらなければならないという結果です。以上です。

○議長（新関善三君） 10番。

○10番（佐藤喜三郎君） 私もこの請願に対して紹介議員になった関係で、今の説明ではとても請願者に私が説明できないので、どういう議論の中で、それほどの時間が必要なのか、それだけを明快にお答えいただけないと、請願者に顔向けなりませんので、是非どういう議論があったのか。何もなくてただ時間かけなきゃならない、時間をかけなきゃならないという議論だったはずはないわけですから。その中身を是非とも話をしてください。

○議長（新関善三君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（菅野正彦君） 佐藤議員の質問にお答えいたします。

中身についてということで、いろんな条例というか、それも全部見ました。それらも皆さんで協議しながら見て、継続審査という結果になったんです。ご理解をいただきたいと思います。

○議長（新関善三君） 10番。

○10番（佐藤喜三郎君） 今の委員長の答弁では、とてもまじめに総務委員会が議論された経過は全く報告されておりません。こんなことではとてもとても我々納得するわけにはいきませんので、何が話し合われて、何が議論になって、何が原因で継続することになったのか、それをはっきりとお願いしたいと思います。長く要りませんから、どういう結論で継続が必要なのかお願いします。

○議長（新関善三君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（菅野正彦君） 佐藤議員の質問にお答えいたします。

何が議論になったのかと言っても、今言ったように、そういうことを設置するのにも、もう少し私たちはメリット、デメリットとかいろいろあると思います。そういうことも含めて、きちっと審査しなければならないと思い、以上です。

○議長（新関善三君） 10番 佐藤喜三郎君。

○10番（佐藤喜三郎君） あのですね、これは法的にもう既に政令都市とか中核都市では、もう義務づけられているものでありまして、あとは市町村は必要に応じて導入するということでもありますから、そのメリット、デメリットの議論をする段階ではないはずでありますので、本当に時間をかけて議論した結果、継続になったはずですので、どういう議論がされたのか、そして、何が問題点なのか、そのメリット、デメリットの話があったとは、とてもとても私も信じられない話でありますので、是非その辺しつこいようでも申し訳ありませんが、これでは私も説明できないので、

紹介議員として、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（新関善三君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（菅野正彦君） お答えいたします。

総務委員会が何を検討したか分からないなどということはありません。みんな一生懸命真剣に検討いたしました。だけど、今言ったようなことで、結論は継続審査になったということなんです。だから、やっぱりもっと慎重に議論して結果を出すべきだということです。以上です。

（「議事進行」という声あり）

○5番（高橋道也君） 今の総務委員長の答弁では、全然質問者の質問の内容になっていませんので、もう1回精査して答えていただきたいと思います。

○議長（新関善三君） ただいま議事進行が発せられまして、再度審議のうえ回答いただきたいということでございますので、答弁いただきたいというようなことでございますので、その前に。それでは総務の。

（「議事進行」という声あり）

○14番（遠藤宗弘君） 議長、なんぼ議長力あっても、委員会開いて結論を出たものをもう1回委員会開いて討議しろという、そんな指導はできないでしょう。委員長が報告しているんだから、それで決めていただく以外ないんですよ。それぞれの委員会が、それぞれの報告をするわけだから、それに不満だったらそれは採決で結論を出す以外。委員長がもう1回委員会開けなんて、そんな権限ないでしょう。

○議長（新関善三君） それでは、ここで、そのとおり進めます。

委員長報告は継続審査ということで、質問、そして回答を繰り返したわけでございますが、ここでほかに質問ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 質疑がなければ、これから討論を行います。

ただいま請願第17号につきまして、まずは原案に反対者の発言を許します。

2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 17号の件ですけども、私が質問しましたとおり、この外部監査制度はですよ、平成10年10月1日に施行されて、もう13年の歴史があるわけですよ。それで法律上、制定すべき団体はもう既に制定をして10何年の運用をしています。市町村においても、条例で制定して運用しているところもいっぱいあります。その目的は、正に明確でありまして、地方自治法の住民福祉の増進、そして、財政法でも言っている組織及び運営の合理化に努めるために、今の監査制度において具備されていない専門性とか、あるいは経済性とか、そういったものも含めて監査をなささいということの制度でありまして、この制度を導入することによって地方自治体にデメリットがあるなどということは決してありません。メリットがあるからこそ、国会の審議を経て、これは新たな制度として導入されたものでありますから、これを継続審査すべきだという委員長の結論には、私は反対であります。早急に導入すべきである。そして、今現在も多くの監査請求なり、あるいは情報公

開の請求が現に出されているわけであります。その出されているものに対して、明確に答えられないがゆえに、不要な住民と行政との間に混乱が生じているのも皆さん承知のとおりでありますから、そのことを解決するためにも外部監査制度を導入して、きっちりと一日も早く行政と住民との間の信頼関係を保つべきだと私は思いますので、これは私はこの報告には反対をいたします。

○議長（新関善三君） 次に、原案に賛成者の発言を求めます。

ほかに反対者の討論。

○10番（佐藤喜三郎君） 私は、継続審査でも構わないんですが、ただ、今の常任委員長の報告では、とても納得できない。どういう経緯でどういう結論で継続になったかということが全く明確にしていなかったもので、継続にしても構わないんですが、時間をかけてやってもらうのは構わないんですが、やっぱり今の説明に対してはとても賛成できかねますので、反対の立場を取りたいと思います。

○議長（新関善三君） 次に、原案者に対します賛成者の発言を許します。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで討論を終わります。

これから請願第17号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は継続審査です。本案を委員長のとおりに決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（新関善三君） 原案に賛成の方が多数です。起立多数です。

よって、請願第17号は、委員長報告のとおり継続審査することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 請願第19号「消火栓増設請願書」を採決いたします。

この請願に対する総務文教常任委員長の報告は採択です。本案について委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、請願第19号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 陳情第7号「地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択について」を採決いたします。

この陳情に対する総務文教常任委員長の報告は不採択です。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」という声あり)

○議長（新関善三君） 次に、原案に反対者の発言を許します。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（新関善三君） これで討論を終わります。

よって、陳情第7号は、不採択とすることに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） 次に、陳情第8号「山林に対する固定資産税の免除措置に関する陳情書」を採決いたします。

この陳情に対する総務文教常任委員長の報告は採択です。本案について委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第8号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） 次に、産業建設常任委員長、報告願います。

産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（黒沢敏雄君） 委員長の黒沢敏雄です。本委員会に付託された請願は、9月13日、審査の結果、次のとおり決定したので、川俣町議会会議規則第94条第1項の規定により報告する。

番 号	件 名	審 査 結 果
18	町道明道山・長畑山線の改良と字長田地内法定外道路の町道認定に関する請願書	採 択

以上です。

○議長（新関善三君） 請願第18号「町道明道山・長畑山線の改良と字長田地内法定外道路の町道認定に関する請願書」を採決いたします。

この請願に対する産業建設常任委員長の報告は採択です。本案について委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、請願第18号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） 日程第3、付託議案等の審査結果報告を行います。平成23年度各会計の歳入歳出決算について、平成23年度各会計決算審査特別委員会委員長

より報告願います。齋藤博美委員長。

○決算審査特別委員会委員長（齋藤博美君） 委員長の齋藤博美です。

#### 平成23年度川俣町各会計決算審査特別委員会審査報告

平成23年度川俣町各会計決算13件につき、9月12日から19日まで8日間の日程で各課単位で審査を予定しましたが、様々な課題が委員から指摘されたほか、質問に対し、答弁に手間取り審査が中断したために、下記のとおり、審査日程を9月13日から26日までの14日間延期して審査を行った。各課ごとの主な審査概要は、次のとおりである。平成23年度川俣町各会計決算審査特別委員会審査日程表。日数、月日、時間、審査課等の順に報告します。

日数	月 日	時 間	審 査 課
1.	9月13日	13時～17時03分	企画財政課
2.	9月14日	10時～16時58分	企画財政課、総務課、原子力災害対策課 会計室、議会事務局
3.	9月15日	休 会	
4.	9月16日	休 会	
5.	9月17日	休 会	
6.	9月18日	10時～16時50分	町民税務課、保健福祉課
7.	9月19日	10時～15時45分	産業課
8.	9月20日	10時～15時35分	産業課、建設水道課
9.	9月21日	10時～15時08分	こども教育課、生涯学習課、企画財政課
10.	9月22日	休 会	
11.	9月23日	休 会	
12.	9月24日	10時～16時59分	企画財政課
13.	9月25日	10時～16時10分	企画財政課 討論、採決、報告書作成準備
14.	9月26日	13時～	報告書作成

#### 総 務 課

震災対応のため、町職員の時間外手当の支給について、当初、条例違反の支給があり、後に対応したが、災害による混乱の中とは言え、適正に支給すべきであった。また、役場庁舎基本構想委託業務について、明確な成果品の項目を指示せず発注したことは、事務執行上、適切とは言えない。町政要覧を増刷したが、既存の内容に加え、原発災害等の状況を加えることが、現在の川俣町の姿であるので、訂正すべきである。山木屋のパトロール隊を含め、避難区域内に業務を立ち入る職員の線量管理を公用車の管理を徹底すべきである。各財産区特別委員会決算については、特に問題はなかったが、委員会の開催など、事務執行上の不適切さがあった。震災と原発災害の被害の状況及びその対応について、災害対策本部、事務局で集約し、23年度分については、早急にとりまとめることをすべきである。

#### 企 画 財 政 課

震災復興のため、調査委託について、求める成果品の項目を明確に指示しなかったため、検討委員会に十分に生かされなかった。成果品の収受の際に、内容の研修をするシステムを構築すべきである。各種計画書を作成しているが一貫性が見受けられず、矛盾点も見受けられるので、再点検が必要である。設計業務の委託業務にあたっては、規則に基づき、公平性を保ち適正に行うものであり、疑義を抱かせるような安易な執行は現に慎むべきである。東京電力への川俣町としての損害賠償は、各課からの積算を基に、確実に請求を行うべきである。全体的に決算にかかわる質問に対し、即答できないことが多く、審査に多くの時間を要した。十分な資料の持参と内容把握をすべきである。決算書の付属資料である成果の概要の編集にあたって、23年度の震災と原発事故の状況並びにその対応について、今後の対応と記録のため、詳細な記載をすることについて、各課に指示すべきであった。

#### 原子力災害対策課

国の機関が町内の施設を使用し、説明会などを行うとき、使用料を聴取すべきであり、免除の対象にはならないものである。これら原子力災害という未曾有の災害については、今後の様々な対応のために、記録をしっかりと残すことを求めるものである。山木屋地区の避難された方々の生活支援ほか、補償、賠償への対応をはじめ、町内全域の住民の立場に立った除染作業への対応に全力を傾注してほしい。

#### 町民税務課

震災により、他市町村から避難されている人たちへの行政サービスにかかわる費用は、被災自治体に交付される地方交付税に含まれているので、在住避難者数に基づき、今後、各自治体に請求すべきである。他市町村が、川俣町内の土地を取得した場合、課税対象外となることから、自治体同士の協議が必要である。山木屋地区の軽自動車税が免除になっていることは、川俣町独自の避難者への免除措置であり、町民への周知を図るべきである。震災により、被災した家屋のための事業実施に当たって、国や県からの通達を熟知し対応すべきところ、適切に取り扱わず、議会からの要請により、ようやく取り組んだことは、誠に遺憾である。また、解体設計発注と工事発注にあたっては、条例規則にのっとり速やかに執行すべきであるところを多くの時間を要したことは、事務執行上、不適切である。

#### 保健福祉課

原発事故による自主避難者は、行政サービスの各分野に影響するので各課の連携を図り、的確に把握しておく必要がある。高校生以下の児童生徒にガラスバッチやフィルムバッチを配付し測定しているが、その測定値を分析し、他諸方法に活用すべきである。高齢者施設の入居待ちが多いが、入居者数を増やす方策を検討すべきである。国民健康保険税などの滞納者が減少しないが、現在の社会状況を踏まえ、税制の改正や国保への福祉的対応を図るシステムが必要である。

#### 産業課

震災関連で町内の産業は大きな打撃を受けたが、それぞれの分野において、直接被害額や利用者の減少などの影響は、決算額にかかわらず、今後の事業に生かすた

めに、詳細に調査すべきである。農地、山林は、放射線により汚染されているので、各種事業の見直しをすべきである。道の駅内施設の活性化のために、運営方法や事業内容の再検討をすべきである。その1つとして、織物展示館の入館者増のために、入館料の廃止も検討すべきである。人事異動に伴う引き継ぎや公文書の整理が十分に行われず、あいまいな根拠で会議に報告した事業が見受けられたことは、遺憾である。

#### 建設水道課

社会資本整備事業は、町独自に経営各章を作成し、認定を受ければ、幅広い事業に取り込めるので、すべての町営住宅に浴槽を設置することにも取り組めるものである。また、監査委員の意見にあるように、町営住宅使用料の悪質滞納者へは、法的措置も検討すべきである。水道事業会計については、山木屋地区や他市町村の避難者が水道を利用しているほか、今後、除染作業に多量の水を利用する。更に、復興住宅や工場などの誘致を考えると、給水可能人口を明確に把握し、様々な事業に対応できるよう、準備をしておくことが重要である。

#### こども教育課

児童生徒にガラスバッチを装着させ、放射線量の調査をしたが、その結果について、保護者に報告することはもちろん、どのように対処するかを明確にすべきである。保育所の運営を民間に委託した成果を精査し、今後の運営に生かすべきである。震災及び原発災害で、子どもの教育には大きな影響があるが、更に、きめ細かな対応をして、子どもたちの成長を促してほしい。

#### 生涯学習課

羽山の森美術館の入館料は条例に規定されているがすべて免除されており、震災復興のための活用を考慮し、条例から入館料の削除を検討すべきである。また、小島ふるさと交流館の目的達成のためには、原発災害が収束するまでは柔軟な利用を検討すべきである。中央公民館の利用については町民に大きな不便をかけており、23年度の利用実績を把握のうえ、仮設の研修室などの設置を検討すべきである。原発事故による社会教育施設使用料の減少分について、請求の手続きを取るべきである。

#### 会計室

決算は適正に処理された。

#### 議会事務局

議会における震災対応の実績を成果の概要に詳細に記録しておくべきである。

以上を踏まえ、平成23年度の各会計の決算は、災害の混乱の中、様々な新規事業に取り組んだが、それらの執行にあたって一貫性がないばかりか、矛盾する次項も見受けられた。その事務執行に当たっては、各職場への指示にも統一性がなく、執行に遅れが見られたり、成果品の確認が不十分であったりした。平成23年度の実績を踏まえ、各課などにおいては、事務執行の基本である条例規則などを熟知し、条例規則などにのっとり事務を執行するうえで、更に、互いに確認を行うシステ

ムを構築する必要がある。空前の大震災に対処した職員の努力は並々ならぬものであり、復旧、復興に向けて当局は円滑な事務執行のため、職員の指導について、更に取り組んでほしい。また、その震災の取り組み実績については、報告書の作成のみならず、各決算の成果の概要において、整理して記録にとどめるべきである。

以上のとおり、事務の執行には規則に沿った統一性がなく行われているところが見受けられ、集中審議の結果、特定業者の設計委託契約が集中した経過と原因についてと、今後の対応について、当局では事務執行上の原因を把握し、今後の対応を定めたことから、会計上の執行は問題がないため、各会計の決算は認定すべきであると決定した。

平成24年9月27日

平成23年度川俣町各会計決算審査特別委員会

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 次に、日程第4、議案第47号「川俣町暴力団排除条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第5、議案第48号「川俣町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから議案第48号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇  
○議長（新関善三君） 日程第6，議案第49号「平成23年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

本案に対する決算審査特別委員会委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

◇ ◇ ◇  
○議長（新関善三君） 日程第7，議案第50号「平成23年度川俣町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

本案に対する決算審査特別委員会委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

◇ ◇ ◇  
○議長（新関善三君） 日程第8，議案第51号「平成23年度川俣町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

本案に対する決算審査特別委員会委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

◇ ◇ ◇  
○議長（新関善三君） 日程第9，議案第52号「平成23年度川俣町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

本案に対する決算審査特別委員会委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第10，議案第53号「平成23年度川俣町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

本案に対する決算審査特別委員会委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第11，議案第54号「平成23年度川俣町奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

本案に対する決算審査特別委員会委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第12，議案第55号「平成23年度川俣町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

本案に対する決算審査特別委員会委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第13，議案第56号「平成23年度川俣町小島財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

本案に対する決算審査特別委員会委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第14，議案第57号「平成23年度川俣町飯坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

本案に対する決算審査特別委員会委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第15，議案第58号「平成23年度川俣町大綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

本案に対する決算審査特別委員会委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第16，議案第59号「平成23年度川俣町小綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(新関善三君) 討論なしと認めます。

本案に対する決算審査特別委員会委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(新関善三君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長(新関善三君) 日程第17, 議案第60号「平成23年度川俣町山木屋財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(新関善三君) 討論なしと認めます。

本案に対する決算審査特別委員会委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(新関善三君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長(新関善三君) 日程第18, 議案第61号「平成23年度川俣町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(新関善三君) 討論なしと認めます。

本案に対する決算審査特別委員会委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(新関善三君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長(新関善三君) ここで休憩いたします。再開は、3時45分に再開いたします。  
(午後3時30分)

◇

◇

◇

○議長(新関善三君) 再開いたします。  
(午後3時45分)

◇

◇

◇

○議長(新関善三君) 日程第19, 議案第62号「平成24年度川俣町一般会計補正予算(第4号)」を議題といたします。

これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

遠藤宗弘君。

- 14番（遠藤宗弘君） この補正予算の中に、川俣精練の解体工事の業務委託料が1,361万7,000円ほど取られているんですが、この解体の委託というのは、どの程度の解体を見ておられるのか。全部更地にするまでの解体の委託をするのかどうなのか、その辺のことについてお聞かせ願いたいと思います。

それから、あとは障がい者通所施設用地購入費が2,678万8,000円ほど取られているんですが、今、障がい者通所施設というのは、町の施設を使って3つの通所施設が動いていたわけですが、この用地の購入によって、3つの施設がきちんとここで機能されるようになるのかどうなのか、この辺についてお質ししておきたいと思うんですが。

- 議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。企画財政課長。

- 企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまご質問の川俣精練のどの程度までの解体設計を考えているのかということですが、川俣精練の今般、取得しました建物本体なり、郊外施設なり、また、水槽とかもございまして、そういったところまで含めた解体設計ということで、煙突も含めて考えております。

以上でございます。

- 議長（新関善三君） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

3つの障がい者施設が合併となるのかというお質しでございますけれども、当面は健康なNPO法人きずな、従来のめぐみ授産所、それから、精神保健福祉会の花塚の2つの施設が合併を目指すことになっておりまして、もう1つのセルフかえでにつきましては、昨年12月から障がい介護給付費が適用になります新規事業への移行ということで、新しい事業体系に移行している関係がございまして、現在の形で5年間程度は運営をして、その後、検討に入るということをお聞きをしております。以上で答弁いたします。

- 議長（新関善三君） 14番 遠藤宗弘君。

- 14番（遠藤宗弘君） 精練の解体工事なんですが、あの精練の解体となると確かに煙突やなんかがあると。で、もう1つ問題なのは、あそこに水槽が2つあるんですよ。水槽と伴って水路も出てくるんだと思うんですが、この水路の変更やなんかもしないと、ちょっと利用価値は生じないと思うので、それらのものについてはどういうふうな考えをしているのか。

それから今、きずなと花塚の合併でここに入るんだということなんですが、かえでについては、また別な場所で今、やられていると思うんですが、最終的にはこの敷地の中で稼働できるのかどうなのか、面積的にはどうなのか、それらについてもお聞かせください。

- 議長（新関善三君） 企画財政課長。

- 企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまご質問の水槽2ヶ所の解体に伴う、また、それに水路が付いている関係がございまして、水槽は解体して、あとその水路につ

いては、通常のように用水がきちんと流れるように維持管理も含めた対応を考えております。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

敷地や施設的な規模では、3施設合同で運営が可能ではありますが、現段階ではかえでの家族会の意向もありまして、当面は、かえでさんは単独でというふうなお話しをいただいているところでございます。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 質疑ありませんか。遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） この精練の解体に基づく水路まできちんと改修するんだと。精練の持っている水利権というのは大きいと思うんですね。今の実態からいけば広瀬川の水を取ろうなどというのは、並大抵のことではないわけですが、あれはきちんとした水利権として何年も持って、堀まできちんと整備して精練はやっていたわけでしょう。そうすると今、正に自然エネルギーやなんかということで、あの水路を活用するという考えには立てないのかどうなのか。なんか町が委託した業者の報告によれば、川俣には自然エネルギーはすべて適さないというような報告があるようなので、そういうものをきちんと活用するという立場に立って検討していかないと、本当に報告書だけ見たんでは、川俣は何の自然エネルギーにも適さないみたいな報告なされているので、その辺の考えに立てないのかどうなのかということをお聞きしておきたいと思います。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまご質問の水利権とその水路の活用と自然エネルギーの関係でございますが、自然エネルギーとして、例えば小水力発電とかにどのようにすれば活用できるかも含めて検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） ほかに質疑ございませんか。2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） まず、9ページですか、地域支え合い体制づくり助成事業補助金というのがございまして、当局の付属資料によれば、今般、消防コミュニティセンター12ヶ所、それから飯坂改善センター13ヶ所で1,160万8,000円の補助金を充当して和式の便所を洋式に直すんだということですが、これで消防コミュニティセンターは全部完了ということになるのかどうかということをお聞きしたいと思っております。

それから、同じく9ページの歳入に森林環境交付金というのが208万1,000円ございまして、歳出のほうでは21ページで森林環境事業補助金168万1,000円、同じく補助金で重点枠で40万円だと、こういうふうに乗っているわけですが、この事業の内容についてお知らせをいただきたいというふうに思います。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） 森林の環境補助金の関係でございますが、事業の詳細で

ございますが、まず、森林の関係のやつで1点には、補助金の内容といたしまして、各小学校の森林を活用した1つの体験学習という形で県との協議が進んでおりまして、会津方面に各小学校等でそういった研修に行くやつ、これの分で追加として160万1,000円の追加となっております。168万1,000円ですね。その次に40万円プラスの分でございますけれども、これに関しては福田小学校ですね、これはPTAと学校側と県側で実際のプールのわきでございます山林等の下刈り、あるいは落ち葉等の整理をするというような事業でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（新関善三君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

12ヶ所ですべての消防コミュニティセンターが終了いたします。

○議長（新関善三君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

地域支え合い体制づくり事業の補助金の関係でございますけれども、これは県では国からの資金を受けまして基金を設けて実施をするものでございまして、基金の残高から事業の実施に際しましては、事前に今回の予算計上に当たりまして県と協議した結果、残高が少ないので急いだほうが良いというアドバイスをいただいておりますので、来年度については、その残の状況にもよりますが、微妙ということでございました、県では、残高は少ないということです。基金が底をついたら、終わりということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） 大変申し訳ございませんでした。森林環境交付金の関係で40万円の分ですけれども、小学校名が福田小ではなくて富田小ですので、申し訳ございません。訂正させていただきます。

○議長（新関善三君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） まず、地域差支え合いの方なんですけど、あるかないか分からないという保健課長の答弁でしたが、コミセンまではこれで終わるんですけど、地域の集会所はまだまだいっぱいあると思うんですよね。ですから、是非計画を作って予算があればですよ、県に。活用して整備をしていく考えがあるのかどうかを確認をさせていただきたいと思います。

それから、今、富田小学校の40万円の話なんですけど、これ話聞くと、山の下草刈りと落ち葉集めて整備するんだということですよね。正にそれ今やっている除染作業と同じ中身だと思うんですよね。そうすると、来年、鶴沢地区は公共施設ということで入るんでしょうけど、まあ現に学校の関係の敷地については、今般の発注でやっているわけでありまして、その辺のこの矛盾というか、一方では除染を業者さんに委託してやらせておいて、一方では山に今度子どもが入って下草刈りして、落ち葉を集めるんだというのはいかがなものかというふう思うんですけど、そ

の辺は調整はどのように図られているのでしょうか。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ただいまのご質問でございますが、やはり除染という1つの作業と、前にも申し上げましたけども、あくまでも里山、森林、そういったものに地域としての地域の子どもたちが、まあ里山の要するに親しみというものの中で、体験学習的にやるやつ、それを進めたいという前提でやっておりますけども、確かに線量等の問題もございますので、あくまでもそういったものの除去的なもの、そういった体験等を兼ね併せたという形で、当然、線量の低いという前提の下でございますが、そういう形での体験学習を主として、今回、この事業は取り組まれているということでご理解いただければと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（新関善三君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） 農林水産業費の県の補助金のことにつきまして、教育委員会といたしまして、高橋道弘議員に状況等をご説明申し上げたいと存じます。

この事業は、本来でありますと、里山の自然を守り、また、その中で様々な森林に関する学習をするための補助事業でございました。しかしながら、今般、この放射能事故によりまして、特に富田小学校の中間線量が非常に高かった。ここを何とかしたいという地元のPTA、そして、県の林業関係の県庁職員、そういう方々がまいりまして、線量等を測定していただいた結果ですね、その学校周辺の森林の機能、あるいは草の線量が高いので、今後、新しい年度になって線量が下がった段階で植林、あるいは草花を植えると、そういう活動の場所にしたいということで、PTAと県と地域の方々が除染をされたものでありまして、その除染作業には子どもたちは参加はいたしておりません。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

県で確保します基金の状況によりまして、本事業が来年度も実施継続されるのであれば対応してまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（新関善三君） ほかに質疑ありませんか。2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 保健課長から今ね来年度もあればやるんだという話がありましたので、是非取り組んでいただきたいんですが、その際に、是非地域の事情とか声を聞いていただいて、ひどいところから是非やっていただきたいなど、こういうふうに思うんですね。前々からそういう要望があっても、町の予算では取り組めないということで、ずうっと放置されているのを総務課長もご承知だと思いますから、是非地域の声を聞いたうえで枠もあるでしょうから、優先順位を定めてやっていただきたいというふうに、これは要望です。

あと最初の産業課長の答弁では、なんか子どもがやる話をしているので、私聞いたんだけど、まあそういうことではないということでもありますから結構だと思いますが、是非この森林環境を子どもたちのためにということに来ていたわけでありま

すので、子どもたちが本当に安心して遊べるところで里山の体験ができるように是非産業課のほうでも配慮すべきだと思いますので、さっきの話とちょっと違うと思いますので、教育委員会で言っていることは、是非連携をして、間違いのないようにお取り組みをいただきたいと思います。

○議長（新関善三君） ほかにございませんか。4番 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 1点だけお伺いしたいと思います。13ページの土地の借上料42万8,000円ですか、これ計上されているわけですが、皆さん待望の川俣精練を町で取得してね、民地があるということで、これ理解はいいんですが、土地所有者と町は話し合いは行っておりますか、どうかお伺いします。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいま川俣精練に隣接する土地の借上料ということでございますが、これまでも訪問しまして話し合いをしておりますが、今般、議決をいただきました段階で、早速おじゃまをして具体的な話を詰めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（新関善三君） 4番 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 話には行ったけども、実際的にはまだ土地の借上料について話をしていないということなので、せっかく購入したんですから、予算を取ってから話をするのではなくて、予算を取る前に話をして、私は予算計上するのが当たり前じゃないかと思っております。その辺をよろしく早急にするようお願いいたします。

○議長（新関善三君） 要望ですね。ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第20、議案第63号「平成24年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第21，議案第64号「平成24年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから議案第64号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第22，議案第65号「平成24年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから議案第65号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第23，議案第66号「平成24年度川俣町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） この簡易水道特別会計予算なんですが、今、この簡易水道から学校施設に引かれている水があると思うんですが、それは毎月どのぐらいの量を今使われておるんですか。恐らくこれ今までの既存の配管では間に合わないぐらいの水の量が使われるんだと思うんですが、それらについて教えていただきたいと思うんですが。

○議長（新関善三君） 建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤賢助君） 質問にお答えします。

今、水量の資料がなかったので、調べてお答えいたします。申し訳ございません。

○議長（新関善三君） 質問者の資料、後で結構ですので、届けてください。

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから議案第66号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第24、議案第67号「平成24年度川俣町水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 1点だけお聞きしたいんですが、収入のほうの補正で218万2,000円の原子力損害賠償金、簡水は4万円とか載っているんですけど、これ東電の様式にのっとって請求して70万円カットされたという話になっているわけですね。だから、カットされた分というのは、ずうっと今後、請求しないのかということと、これからそのカットされた分の理由がどうなっているのかということもあるんですけど、どういう理由で東電は支払わないと、その70万円についてです、言っているのかということが1つ。

それから、その70万円カットされた分は、今後も請求しないのかというのが2つ目。

3つ目は、じゃ、今後、東電の言い分を認めた損害賠償をしていくということは、今後、水道事業等でずうっとこれ対策しているわけですね、毎月2日にいっぺん検査をしていますというのがありますよね。そういったことも含めて、じゃ東電に

請求できる賠償金というのは、東電の言うところを認めた場合に、どんなものが載っかってくるのか、以上、3つお知らせいただきたい。

○議長（新関善三君） 建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤賢助君） 2番 高橋議員の質問にお答えいたします。

まず、今回、東電の補償の中でカットされた理由は何かというふうなご質問でありましたが、今回、放射線量の低減のために直接使う費用について補償をされたということで、仮設の水道メーター等については、今回、見送るというような形でございます。

それから、それを今度請求していくのかというご質問でございますが、水道課としましては、それをこれからも請求はしていきたいというふうに考えております。

それから、3つ目の今後、どういう請求をしていくのかという、今後の請求の形ということなんですが、現在、東電のほうから、いつからいつまでの請求をいつまで出させていただいて請求するよというふうな形が出てまして、それに基づいて、すみません、日にちですね、請求は今後ともしていくということでございます。今まで請求した分は期間が決まっております、次の期間について、これから請求していくということになります。以上です。

○議長（新関善三君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 1番目は分かりました。あと2番目も請求していくというのは分かりました。それで3番目は、だから、どういう費用を今後請求していくんですかということをお聞きをしたので、いつ請求するかはいつでもいいんですよ。それは、だから、どんな費用を請求していくんですか。だから、例で先ほど申し上げたとおり、例えば検査しているわけでしょう、セシウム入っているか入っていないか、そういう費用もあるでしょうし、低減化の事業も同僚議員も質問していますけれども、例えば泥ばきするときに、きちんと浄水してから泥ばきしますと低減化のためには、例えばこれは対象になるのではないかと私は思っているんですよ。そうすると、浄水場から下にある水を使っている方々も安心してできるわけですから、そういう検査費用とか、放射線の低減化のための費用は認められていると私は思うんですよ、損害賠償するときに。だから、そういった費用も含めてできるということであれば、何も町の財政ばかり考えないで、賠償金もらえるならば、泥ばきするときもきちんと浄化して流すとか、汚泥もちゃんと確保して出さないで、処分をきちんとするとか、そういうことがなんぼでも可能ではないかと思うので、どんな費用を今後、請求していくお考えですかということをお聞きしている。それによって、全然今後の対策ね、全然変わってきますから、水道事業という企業会計の中でやるわけですから、そこをお聞きをしているわけでありまして、そこを明確にお答えいただきたい。

○議長（新関善三君） 建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤賢助君） 2番 高橋議員の質問にお答えいたします。

今、水道水の低減にかかるということで、検査費用とかいろいろ具体的に高橋議

員からご指摘がありました。その辺も含めまして、低減にかかわるものとして、  
どういものが請求できるかということを検討しながら請求してまいりたいと思  
いますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（新関善三君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） さっき課長言ったとおり、期間限って請求しているわけ  
でしよ、だから、今後も請求していくと言ったのも、今後請求したって、それはもら  
えないの、前だめだと言われたんだから。東電の請求方式は、そういうふうになっ  
ているわけだから。ですから、例えば検査費用というのは認められますよ、東電の請  
求では。それから、検査費用の中には、機器を買うのも認められます、当然。測定  
器買ったって、これ認めるんだから東電は。だけど、終わっちゃったものは認めな  
いんですね、残念ながら。言っている意味分かりますか。だから、この前請求し  
て218万2,000円かな、いただいたでしょう。その期間のことにかかわった  
検査費用とか、その期間に買った検査の機器だとか、それはもうそれで終わりだ  
ということなんですよ、東電の請求の仕方は。だから、これから勉強して請求して  
いたのでは、これ町長、よく聞いていたほうが良いんだけど、水道事業管理者は町長  
でしょうから。ものすごく損するんです。さかのぼっては認めないんだから、その  
期間内の費用しか認めないんだからね、あくまでも。だから、どんな費用が認めら  
れるのか、どんな費用を請求したらちゃんと賠償させてくれるのかということ  
をそれは裁判はやらないと町は言っているから、裁判やるなら何も構わないんだ  
けど、裁判やらないで、その枠の中で請求するんだとすれば、そこは十分にもう精査  
をしていなくては、ものすごいマイナスになるわけですよ、町としては。その分は  
企業会計だから、水道の水を飲んでいる人たちの料金にはね上がってくるわけだ、  
はね返ってくるわけですから、だから、そこはきっちりとお勉強をなさってやっ  
たほうが良いと思ひし、低減化の費用は認めると東電が言ったとすれば、さ  
っき言ったように浄水して流す、これは簡水だって同じだと思ひんですよ。大木戸  
の一番上にあるわけでしょう、貯水槽は。だから、あそこだって汚泥たまるわけ  
でしょう。それをいつかは泥ばきするわけですから。それで泥ばきするときに、  
きちっと浄化装置造ってきちっと流す、汚泥はきちっと取るという設備造  
ったって認めると言うんだから、これやったほうが良いわけですね。地域の  
人たちが安心するためには。だから、そういったことをきっちりとお勉強して  
ですよ、この次の請求までには、この前のはしょうがないけど、今後、請求  
終わったところから、今度請求するまでの間のことと、これからのことを考  
えてきっちり精査すべきだと思ひ。だからそこら辺どこまで理解しているん  
ですか。

○議長（新関善三君） 建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤賢助君） 2番 高橋議員にお答えいたします。

まず、東電との協議の中では、期間で一度請求してだめだったからだめだよ  
というふうなことでは、また、そういう認められるときに請求していただければ  
良いんだというような、そういう話がありました。ただ、その議員ご指摘のとおり、  
期間

でだめなんじゃないかというようなお話しは分かりますが、ただ、そういうふうな東電の協議の中で話がありました。当然、認められるもの、認められないものもしっかりと勉強してですね、しっかり請求していきたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（新関善三君） 6番 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） しっかり勉強してという話なんですけど、今、異な事を申したんですが、合意書で合意したやつの残りの70何万だっけ、80万か、その後でできるなどという話を今言ったんですけど、これできるわけないでしょう、合意書で合意書というのは、両方が合意したから合意書なんですよね。だから、基本的なことをお尋ねしますが、じゃ役場の損失分の請求権というのは、民法の何条にどういう条文で書かれているのかご存じですか。

○議長（新関善三君） 建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤賢助君） 菅野清一議員のご質問にお答えいたします。

合意をしたので、もう一度請求したものは請求できないのではないかとというような質問でしたが、東電とのお話しの中ではそういうお話しがあったということでございます。

あと民法は何条だというご質問なんですけど、今、ここで何条かというのはちょっと分かりませんが、合意書の中には民法何条というような項目はありません。よろしくご理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（新関善三君） 6番 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） あまりうだうだやる必要はないんですけど、結局合意書で合意したものは、請求権がないというのは、基本的な原則ですよ。基本的に民法709条しかないんですよ。故意又は過失によって損害を与えたものは賠償をしなければならない。710条は、精神的被害のことですから。だから、基本的にその辺の認識がなくて合意に至ること自体が私は問題だと思っているんですよ。そういう意味では、基本的に709条が原則になっているわけですよ、それ以外ないんですから、現実には。障がい者には、刑法の適用がないわけですから、だから、合意したもので漏れたものが対象になるなんて、あるわけないでしょう。もう一度お願いします。

○議長（新関善三君） 建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤賢助君） 6番 菅野清一議員にお答えいたします。

東京電力との話の中では、先に請求して認められなかったやつもまた、請求できますよという話があったということで、今、議員ご指摘のとおり、民法上、合意をしたのだから、それはできないんだよということであれば、その辺は請求できるかできないか、今後よく調べて精査して請求したいとは思っています。その辺でご理解いただきたいと思います。

○議長（新関善三君） 6番 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 大変心強い決意なので、これは請求していただきましょう。で、合意書で外れたものは請求権がないと書いてあるわけですから、それはよくあと心

置きなく読んでいただいて、それでも請求したいと言えば裁判に訴えるしかないわけですから。そこまで含めて裁判やってでも、民法709条ではっきり決まっているわけですから、これ明らかなんですから、民法709条については。それは、当然、法的措置も含めて対応するというので、そのお覚悟をお聞きしておきます。

○議長（新関善三君） 建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤賢助君） 6番 菅野清一議員のご質問にお答えをいたします。

東京電力とのお話し合いの中でそういう話があったので、1回出したやつでも出せるよというような話があったので、その辺は要するに放射性低減にかかるものという今回、そういうものであると、これから認められるものが出てくるというような話がありまして、そういう話に至ったわけでございます。よく精査しながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（新関善三君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから議案第67号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） 暫時休議いたします。 （午後4時32分）

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） 再開いたします。 （午後4時46分）

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） ここでお諮りいたします。

本日の会議時間は議事の都合により、延長いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間を延長することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） 先に、遠藤議員の質問に対しまして、建設水道課長より発言がありますので、許します。

○建設水道課長（佐藤賢助君） 先ほど14番 遠藤宗弘議員に答弁できなかった質問に答弁いたします。

簡易水道で飯舘村の合同小学校の使用水量のご質問でございました。4月から9月までの6か月間で642立方メートルでございます。1ヶ月平均107立方メートルとなっております。夜間の利用が少ない時間に受水槽に貯水をしてという条件で使っていただいているという状態でございます。以上、答弁いたします。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） それでは、日程第25、議案第68号「ファンズ中丁店解体工事請負契約の締結について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） 議案第68号 ファンズ中丁店解体工事請負契約の締結について

次のとおり請負契約を締結する。

1. 契約の目的 ファンズ中丁店解体工事
2. 契約の方法 指名競争入札
3. 工事の場所 川俣町字中丁地内
4. 契約金額 129,150,000円  
(うち消費税及び地方消費税 6,150,000円)
5. 契約の相手方 川俣町字日和田8番地  
(株)古俣工務店川俣支店 支店長 古俣明美

平成24年9月27日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものである。

ご説明申し上げます。

本件は、工事請負契約の締結にあたり、予定価格が5,000万円を超えるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。契約の目的、方法、場所、金額、相手方につきましては議案のとおりでございますが、本工事契約に至る入札と結果につきまして、ご説明を申し上げます。

入札は、9月18日に執行いたしました。この入札は、安齋土木株式会社川俣支店、香野建設株式会社、コバックス株式会社川俣支店、株式会社古俣工務店川俣支店、高橋建設株式会社計5名による指名競争入札を行い、最低価格の入札者である本案の株式会社古俣工務店川俣支店と9月19日に仮契約を締結いたしました。本件の工期は、9月24日着工。平成25年2月28日、完成であります。工事の概要につきましては、店舗解体工事3,385.59平方メートル、アスベスト除去工事7,379.05平方メートルでございます。

以上、議案第68号のご説明を申し上げます。

○議長（新関善三君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(新関善三君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(新関善三君) 討論なしと認めます。

これから議案第68号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(新関善三君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(新関善三君) 日程第26, 発議第19号「東京電力福島第一原子力発電所事故を「人災」と認め責任ある対応を求める意見書」を議題といたします。

局長朗読。

○議会事務局長(佐藤光正君) 別紙発議書を朗読した。

○議長(新関善三君) 提出者の説明を求めます。

菅野正彦君。

○8番(菅野正彦君) 8番 菅野正彦でございます。

東京電力福島第一原子力発電所事故を「人災」と認め責任ある対応を求める意見書

朗読をもって説明に代えさせていただきます。

去る7月5日、衆参両院議長に対し国会事故調査委員会から東京電力福島原子力発電所事故に関する報告書が提出された。この中で東電や経済産業省原子力安全・保安院などの規制官庁が「意図的な先送りを行った」と踏み込み、「何度も事前に対策を立てるチャンスがあったことに鑑みれば、事故は明らかに人災」と断じた。このことは、これまで国として事業者である東電と「なれ合いの原子力行政」を推進し、「国が東電の虜になっていた」としてその責任が極めて重大であると断言した。今回の原発事故は、その規模や被害の大きさから歴史上最大で最悪の大規模公害とも言える。よって下記のとおり事故について早急なる対策を求める。

記

- 1 国は、速やかに今回の事故を「人災」と認め、加害者として被災者に対する責任ある対応をとること。
- 2 被災者の一刻も早い生活再建に向け、完全賠償及び健康被害対策に向けて国が主体的に取り組むこと。
- 3 7月20日に発表した被災者に対する賠償基準を、実態に即した賠償基準に改めること。
- 4 原発プラント事故の早急な収束に向けて取り組みを進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月27日

内閣総理大臣 野田佳彦様  
経済産業大臣 枝野幸男様  
復興大臣 平野達男様  
環境大臣・原発事故の収束  
及び再発防止担当大臣 細野豪志様  
文部科学大臣 平野博文様

福島県伊達郡川俣町議会

以上です。

○議長（新関善三君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから、発議第19号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第27、発議第20号「原子力災害による財貨物の損害賠償を求める意見書」を議題といたします。

局長朗読。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（新関善三君） 提出者の説明を求めます。

高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 原子力災害による財貨物の損害賠償を求める意見書の案の提案に当たりまして、読み上げさせていただきます。

原子力災害による財貨物の損害賠償を求める意見書

政府は、平成23年10月14日付け総税第46号総務省自治税務局資産評価室長「東日本大震災により被害を受けた地方公共団体等における平成24年度の固定資産の評価替えについて」の通達で、原子力災害避難区域の存する市町村の評価替えにあたっては、土地の残価率90%、家屋の損耗残価率70%とすることを周知した。

このことは、原子力災害避難区域の存する市町村の財貨物が、土地は10%、家屋は30%価値が減少したことを政府が認めたことに他ならない。

よって、政府は原子力災害避難区域の存する市町村の財貨物の減少分、土地1

0%、家屋30%に相当する額を早期に賠償するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月27日

内閣総理大臣 野田佳彦様

文部科学大臣 平野博文様

経済産業大臣 枝野幸男様

原発事故の収束及び

再発防止担当大臣 細野豪志様

復興大臣 平野達男様

福島県伊達郡川俣町議会

説明いたしますが、この通達によりまして、川俣町では土地が31億6,224万円、家屋が55億8,969万円、合わせまして87億5,193万円の評価損を生じたものであります。この資産は当然町民に属するものでありますから、町民の資産がその分目減りをしたわけでありますので、その加害者である国に対して損害賠償を求める意見書であります。議員各位のご同意を賜りたく、ご提案を申し上げます。

○議長（新関善三君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） この意見書は、我々もこの場で初めて見せていただいたというのが現状であります。ただ、提案者の提案が、例えば地方公共団体というふうな提案なされたんですが、文書は地方団体というふうになっておられますね。

それから、文部科学大臣平野コシブミ様というふうな提案なされたんですが、これはどちらが正しいのか教えていただきたいと思っております。

○議長（新関善三君） 提出者の答弁を求めます。

○2番（高橋道弘君） まず、第1点目、地方公共団体等というのは、文書の通達分でありますから、そのとおりであります。私が申し上げたのは、地方、我々自身、町民自身の評価損が87億円減ったということを申し上げたわけであります。

なお、文部科学大臣については、平野博文様で間違いましたので、ご訂正をさせて提案をさせていただきます。（不規則発言あり）

地方団体等におけるですから、（不規則発言あり）あなるほど。これは地方公共団体ですね。「公共」の2文字が抜けておりますので、訂正をして追加をしたという形でご提案をさせていただきますと思っております。

○議長（新関善三君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） なぜこういう問題が、普通意見書については、こういう問題が出てこないのが普通なんですね。これは、恐らく所管となれば総務文教常任委員会の所管でいろいろ検討なさることになる意見書なんですね。ところが、担当委員会の中では、この内容が全然議論もなされないまま、いわゆる高橋道弘議員の提案で賛成者が佐藤喜三郎さん、それから菅野清一さんという形で出されたんですね。

これは会議規則上、何ら問題はないことなのですが、ただ、今までの川俣町議会としての取り組みの中からはいきますと、これらに対しての東電やなんかに対する交渉なんかというのは全議員一体として取り組まれてきたんですね。ほとんどの原発事故については、全議員が一致した考えの下に政府や東京電力に求めてきたというのが実態なんですね。だから、そういう面では、ここに来て、なぜそういう取り組みができなかったのか。実際には、総務文教委員会には、何らこういう文書やこういう提案をするという話は何もないんですね。ないのが悪いと言うんじゃないんですが、ただ、議会全体として、やはり東電や政府には当たっていくという取り組みのほうで、全町民の代表機関でもあるし、町民の全体の利益を守るという面からすると、そのほうが正しいのではないかなと私は考えるものですから、それらの考え方について、提案者にお聞きしたいと思う次第であります。

○議長（新関善三君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 過去の取り組み等については、私も2期目でございますので、よく承知はしておりませんが、議員の持っている発議権に基づいて、ご提案させていただきましたということでございます。

○議長（新関善三君） 菅野正彦君。

○8番（菅野正彦君） まあ今、総務文教委員会の話も14番議員から出たわけですが、あの総務文教委員会では、12日の日、付託された案件を審議した中で、最後に、ある議員から何か出そうだというふうな話がありました。そして、なんだか分からないものは、ここで審議できないぞというふうに話もされました。言ってみれば、もっと十分前に出せるものが、今回ちゃんとした今までの今、先輩議員が言われましたが、まあ今までそれぞれが約束事を守ってきた。そのことが全く今回は通用しないという出し方になったわけです。そういうことで、次の朝、清一君がそれらしきこと、この文書のことであつたんです。それで、そのとき委員会の中で、13日は付託された消火栓とか何とかを現地調査をして戻ってきて、ここに戻ってきてから採決に入ったわけですが、そのときにこの話を私が出そうとしたけど、自分でやるからいいというふうなことで、そこでは何一つこの案件については、話をされなかったわけです。そういうことで、今、提案者にそういうことで経過を説明して、考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（新関善三君） 提案者の説明を求めます。

○2番（高橋道弘君） 菅野正彦議員にお答えしますが、私はそのことに全く関知しておりませんから、私に答弁を求められても私は答弁できません。

○8番（菅野正彦君） はい、分かりました。私は経過を説明しただけです。

○議長（新関善三君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから、発議第20号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第28，発議第21号「財貨物等の補償・賠償基準の見直しを求める意見書」を議題といたします。

局長朗読。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（新関善三君） 提出者の説明を求めます。

佐藤喜三郎君。

○10番（佐藤喜三郎君） 10番、佐藤喜三郎であります。財貨物等の補償・賠償基準の見直しを求める意見書を朗読をもって説明と代えさせていただきますので、よろしくお願ひします。

原子力損害賠償紛争審査会は、平成24年3月16日「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二追補（政府による避難区域等の見直し等に係る損害について）」を決定した。これを受け、経済産業省が7月20日「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方」を取りまとめたことを受け、東京電力は7月24日「避難指示区域の見直しに伴う賠償の実施について」を発表した。

この経済産業省及び東京電力の賠償基準は、双葉郡8町村とは協議したが、当町はじめ避難区域が存する4市町村との協議が一切ないまま決定された。

双葉郡とおなじ避難区域でありながら、被災者の財物補償の基準が当事者である被災民を話し合いの場から排除し、一方的に基準を押しつける政府の手法は絶対に容認できるものではない。

よって、政府においては「当町の山木屋地区住民の財貨物等の補償・賠償基準」について協議する場を直ちに設置するよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月27日

内閣総理大臣 野田佳彦 様

文部科学大臣 平野博文 様

経済産業大臣 枝野幸男 様

原発事故の収束及び

再発防止担当大臣 細野豪志 様

復興大臣 平野達男 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上、先の意見書に関連するものでありますが、山木屋地区の住民の皆様が避難生活を受けて、今、このような生活再建のために、一日も早く目途どが立つような形にしてあげなければならないということで、皆様のご理解をいただいて、意見書の可決をお願いしたいと思います。以上、よろしくお願ひします。

○議長（新関善三君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

3番 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） 私、この提出に関して、この意見書の出し方に対しては何ら問題はないし、賛成するんでございますけれども、今回の今までの出し方と違ったやり方をしたわけでございますので、そのやり方に対して、どのように考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（新関善三君） 佐藤喜三郎君。

○10番（佐藤喜三郎君） あの先ほどの高橋道弘議員からの提案と同じことでありまして、何ら先の提出の方法と変わりはないわけでありまして。とにかく確かに今までの出し方で出さなければうんぬんという問題であります。こういう出し方であっても決して問題ではないと私は理解して、この度の提案者になった次第です。全く先ほどの高橋議員の意見書の提出と同じであります。

○議長（新関善三君） 五十嵐謙吉君。

○11番（五十嵐謙吉君） 以下録音なし。

○議長（新関善三君） 提案者の答弁を求めます。佐藤喜三郎君。

○10番（佐藤喜三郎君） 答弁いたします。

私が議長でありませんので、これに答弁することはできないんですが、私、議員としては、そのいわゆる題材、題材というかその案によっていろいろあると思ひます。今までもそういう形でいろんなことが提案されてきていますが、今までだと各委員会で審議してどうのということとは当然進めてきたわけですが、こういう出し方であっても決して問題はないと思ひます。ましてや我々今、脱原発を推進する議員の会ということで、1つの団体を作って勉強している組織でありますので、何ら問題はないと思ひております。以上。

○議長（新関善三君） ほかに質疑ございませんか。

9番 黒沢敏雄君。

○9番（黒沢敏雄君） 私は今までの申し合わせ事項、これは指導者の前の議長の下で、そんなことでずうっとそのとおりにやってきたわけですから。そして、緊急、結局日にちがない場合においては、その全員の話の中で、今年度も大飯原発や消費税の問題では、意見書は緊急に出されました。ですから、その委員会で討議はしていませんが、ただ、今まで指導者としてやってきたわけですから、そのことについて、これからは会議規則に違反しないから良いというようであれば、今後のこの申し合わせはいかがお考えか、それだけで良いのでお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（新関善三君） 佐藤喜三郎君。

○10番（佐藤喜三郎君） このような申し合わせはないと思ひます。それで、あくま

でもその問題によって、どういう提案がされても良いと思っております。そういう申し合わせはありません。

(「議事進行」という声あり)

○議長(新関善三君) 2番 高橋道弘君。

○2番(高橋道弘君) 協議の質問がおかしいじゃないですか。去年、再選されてから、1回も申し合わせなんかしたことないですよ、当議会は。どこに申し合わせ事項があるんですか、是非出してくださいよ。

(「議事進行」という声あり)

○4番(嶋原利光君) あの申し合わせ事項は、私議員になったときね1回だけ申し合わせ事項があったね。社会福祉協議会の監査体制の強化、それだけだったと思いますよ。あと昨年度の11月の改選時には、申し合わせ事項ありましたか。19年度にあったきり、私、申し合わせ事項なんてもらっていないんですよ。以上。

○議長(新関善三君) それでは、申し合わせ事項ということ等につきましては、即答を議長としてもできません。ここです、これらの質疑を終わらして、直ちに討論を行いたいと思います。討論ございませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(新関善三君) 討論なしと認めます。

これから、発議第21号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(新関善三君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(新関善三君) 日程第29, 発議第22号「財貨物等の補償・賠償事務手続きの改善を求める要望書」を議題といたします。

局長朗読。

○議会事務局長(佐藤光正君) 別紙発議書を朗読した。

○議長(新関善三君) 提出者の説明を求めます。

6番 菅野清一君。

○6番(菅野清一君) 6番 菅野清一です。私は、財貨物等の補償・賠償事務手続きの改善を求める要望書を朗読をもって提出内容といたします。

原子力損害賠償紛争審査会は、平成24年3月16日「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二追補(政府による避難区域等の見直し等に係る損害について)」を決定した。これを受け、経済産業省が7月20日「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方」を取りまとめたことを受け、東京電力は7月24日「避難指示区域の見直しに伴う賠償の実施について」を発表した。

このことにより、東京電力は避難者に対し建物の修繕費用等に係る賠償金の先行

支払いの請求書を送付したが、請求者の資格が不動産登記情報となっているため、多くの被災者が対象外であり、すみやかな賠償が困難となっている。

については、請求者の資格及び賠償対象物件の確認は町の固定資産課税台帳情報を基準とする改善を、即実行されるよう強く要望する。

平成24年9月27日

東京電力株式会社

代表執行役社長 廣瀬直己様

福島県伊達郡川俣町議会

平成24年9月27日

提出者 川俣町議会議員 菅野清一  
賛成者 同 高橋道弘  
同 同 鳴原利光

以上、議員各位のご賛同を賜りたく、説明申し上げます。なお、説明申し上げますが、今回の提案については総務委員会にお話ししたところ、議会運営委員会の前に提出していないと取り上げないということだったので、個人的にやったらということで私が出しただけの話です。それ以下でもそれ以上でもないことを明確にしておきます。以上。

- 議長（新関善三君） これより質疑に入ります。本案について質疑ございませんか。  
8番 菅野正彦君。
- 8番（菅野正彦君） 今の最後に言った言葉、総務委員会のことだったんですけど、あの提案はされていないんですからね、我々の委員会の中には。それだけははっきり言っておきます。
- 議長（新関善三君） 提出者の説明を求めます。
- 6番（菅野清一君） 意見書、要望書の提案をしたいと言ったら、それまでの議会運営委員会に諮っていないものは取り上げられませんということだったので、出してないということです。だから、個人的に出したということです。それ以上でもそれ以下でもございません。以上です。
- 議長（新関善三君） 菅野正彦君。
- 8番（菅野正彦君） その話は前の日なんです。前の日、誰が出すのか、何が出るのか分からなかった。そして、次の日になったら朝、自分でやるからいいと冒頭にそう言われました。以上です。
- 議長（新関善三君） お静かに。これに対する提出者の答弁を求めます。
- 6番（菅野清一君） 質問ではないので、私答えられません。
- 議長（新関善三君） ほかに質疑。遠藤宗弘君。
- 14番（遠藤宗弘君） 事実関係ですから、私はこれははっきりさせておかなきゃならないと思うんです。あの議員ですからね、お互いが。総務委員会に提案をしたとかなんかというのは、文書で出すのが当然でしょう。文書は何も出てないんですよ、総務委員会には。おれ出すからないと、いつ出て来るか分からないものをどう

やって審議するんだと私は言いましたよ。お互い議員ですから、提案をするならちゃんと文書でもって提起するという基本的なものは守ってもらわないと、これはやっぱり正しくないと思うんですね。取り上げてもらえなかったから、おれ勝手にやったんだと、こんなことを言われたのでは、じゃ、文書で出したんですか。何も出してないでしょう。ここだけははっきりさせておかななくちゃ、これはだめですよ。

○議長（新関善三君） 6番 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 言っている意味が分かりませんが、お答えします。

意見書なり要望書を出したいと、委員会で私お話ししました。そしたら、その何日か前の議会運営委員会のほうに諮ってないものは、取り上げられませんということだったので、私はじゃ出しませんと。出せないっていうあれですから。だから、個人的に出した。それ以上でもそれ以下でもありません。以上です。

○議長（新関善三君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 事実関係だけははっきりさせてもらいたい。総務委員会に文書出したんですか、出さないんですか。提案するためには、文書をちゃんと出さなくちゃならないですね、だれでも。これ出したんですか、出さないんですか、それだけ聞きたい。

○議長（新関善三君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 出しておりません。

○議長（新関善三君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） だから、この3つの意見書は、総務文教委員会には出していないということを本人がはっきり確認したものですから、私はそれをはっきりさせてくださいというだけです。

○2番（高橋道弘君） 3つの意見書を一緒に議論されたのでは困りますよ。それぞれ提案者は別なんです。最初は私だし、その次は佐藤議員なんだし、3つ一緒になんとか清一君全部出したような話になってますが、提案者は、明確にそれぞれ答えたじゃないですか、提案者として。3つ一緒にしないでください。我々総務委員会に関係ありませんから。

○議長（新関善三君） そのほか質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから、発議第22号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇  
○議長（新関善三君） 日程第30，議報告第5号「所管事務調査結果報告について」、各常任委員長から報告を受けます。局長朗読。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙報告書を朗読した。

○議長（新関善三君） はじめに、総務文教常任委員長、報告願います。  
菅野正彦君。

○総務文教常任委員長（菅野正彦君） 総務文教常任委員会所管事務調査報告を朗読をもって報告に代えさせていただきます。

本委員会は所管事務調査を行ったので下記のとおり報告する。

平成24年9月27日

総務文教常任委員会委員長 菅野正彦

記

1. 調査事項・方法

(1) 北海道夕張郡長沼町を訪問し、デマンドバスの概要と運営状況について説明を受け、研修を行った。

(2) 北海道伊達市を訪問し、次世代エネルギーパークの導入の経緯とその概要について説明を受け、研修を行った。

2. 調査期日

平成24年7月4日（水）から6日（金）までの3日間

3. 調査参加者

総務文教常任委員会 6名

企画財政課 1名

議会事務局 1名

計 8名

4. 調査結果及び報告については、下記に記載のとおりです。以上です。

○議長（新関善三君） 次に、産業建設常任委員長報告願います。黒沢敏雄君。

○産業建設常任委員長（黒沢敏雄君） 産業建設常任委員会所管事務調査報告を申し上げます。

本委員会は所管事務調査を行ったので下記のとおり報告する。

平成24年9月27日

産業建設常任委員会委員長 黒沢敏雄

記

1. 調査事項・方法

(1) 石川県能登町にある「春蘭の里」を訪問し、その取り組みについて説明を受け、研修を行った。

(2) 富山県黒部市の夏野土木工業(株)木材リサイクルセンターを訪問し、木質バイオマスの取り組みについて説明を受け、研修を行った。

2. 調査期日

平成24年7月30日（月）から8月1日（水）までの3日間

3. 調査参加者

産業建設常任委員会	5名
産業課	1名
議会事務局	1名
計	7名

4. 調査結果及び報告については、記載のとおりであります。

以上、報告いたします。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 次に、日程第31、議報告第6号「議員研修会等の報告について」、報告を受けます。局長朗読。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙報告書を朗読した。

○議長（新関善三君） 議会だより編集委員会委員長。斎藤博美君。

○議会だより編集委員会委員長（斎藤博美君） 議会だより編集委員会視察研修報告  
このことについて、下記のとおり視察研修を行ったので、報告する。

平成24年9月27日

議会だより編集委員会委員長 斎藤博美

記

1. 目的 議会広報の編集、作成の研修

2. 場所 群馬県吉岡町、群馬県玉村町

3. 日時 平成24年7月19日（木）から20日（金）の2日間

4. 出席議員 5名

5. 研修会の内容は、記載のとおりであります。

以上、報告します。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 次に、日程第31、所管事務調査について、議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙報告書について朗読した。

○議長（新関善三君） ただいま朗読のとおり、議会運営委員長から所管事務調査を実施したい旨の通知がありました。

お諮りいたします。

所管事務調査については、議会運営委員長から通知のとおり、実施することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長から通知のとおり、実施することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第33、議員の派遣について、議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙議報告書により朗読した。

○議長（新関善三君） お諮りいたします。

ただいま朗読のとおり参加することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま朗読のとおり、参加することに決定いたしました。

◇

◇

◇

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（新関善三君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これで本定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

会期２２日間にわたり慎重に審議していただき誠にありがとうございました。心から御礼を申し上げます。

これをもちまして平成２４年度第９回川俣町議会定例会を閉会いたします。ご苦  
労さまでした。 (午後５時３８分)

本定例会で決定した事件は、次のとおりである。

- 議報告第4号 例月出納検査の結果報告について
- 報告第6号 寄附採納報告
- 報告第7号 地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告について
- 議案第46号 不動産の取得について
- 議案第47号 川俣町暴力団排除条例の一部を改正する条例
- 議案第48号 川俣町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第49号 平成23年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第50号 平成23年度川俣町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第51号 平成23年度川俣町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第52号 平成23年度川俣町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第53号 平成23年度川俣町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第54号 平成23年度川俣町奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第55号 平成23年度川俣町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第56号 平成23年度川俣町小島財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第57号 平成23年度川俣町飯坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第58号 平成23年度川俣町大綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第59号 平成23年度川俣町小綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第60号 平成23年度川俣町山木屋財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第61号 平成23年度川俣町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第62号 平成24年度川俣町一般会計補正予算（第4号）
- 議案第63号 平成24年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第64号 平成24年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第65号 平成24年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第66号 平成24年度川俣町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第67号 平成24年度川俣町水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第68号 ファンズ中丁店解体工事請負契約の締結について
- 発議第18号 平成23年度川俣町各会計決算審査特別委員会設置に関する決議
- 発議第19号 東京電力福島第一原子力発電所事故を「人災」と認め責任ある対応を求める意見書
- 発議第20号 原子力災害による財貨物の損害賠償を求める意見書
- 発議第21号 財貨物等の補償・賠償基準の見直しを求める意見書
- 発議第22号 財貨物等の補償・賠償事務手続きの改善を求める要望書
- 議報告第5号 所管事務調査結果報告について
- 議報告第6号 議員研修会等の報告について  
所管事務調査について

議員の派遣について

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 新関善三

同 署名議員 五十嵐謙吉

同 署名議員 高野善兵衛